

## 【私マッスル船長 三岬 浩遵 千葉 学 座光寺 学の 本当の狙い】

これは、人種国籍出生老若男女傷病や公私に関係なく、国民全員が生きていく上で基本的人権の保護や幸福追求の権利を行使する【政治行政に自主的に参加できる“私人間自治”の教え】の意図で私個人が単独で計画したものです。人と人が不毛な争いをせずに法令書類提出だけで、コロナ禍による人権侵害を終了させる為の意思表示としての選択肢、手段としての学びの理解を深め無知から有知への扉を開けてください。

また、この文書と前半後半書類をコピーし【自らや愛する家族を守りたいと思い賛同するお知り合い】にも共有してご活用ください。

### 1 提出書類前半【行政手続法第36条第2項】

あなたが現在、お勤めお住まいの地方公共団体である都道府県市区町村の役場に提出してください。この法令文書の申出は国の行政機関に対応する法令文書ですが問題はありません。何故なら【新型コロナウイルスが存在していない事実を教示し、刑事訴訟法第239条第2項に基づいて担当行政職員に犯罪や不正行政の“職務上犯罪が思料された時の告発義務を発生させる”ことが目的】だからです。なお、地方公共団体には回答義務こそありませんが、必ず条例に読み替えて棄却回答するかまたは放置(不作為)としますので、これも考慮に入れ、【郵便局から強制提出受理:一般書留で配達証明付】させ受理担当した役所職員に刑事訴訟法第239条第2項の職務上犯罪が思料された時の告発義務をあなたが主権者国民の権利として進めてください。

### 2 提出書類後半【行政不服審査法第1条第1項、同19条第3項】

前半の書類提出が最前提ですので役所からの回答期限を1日過ぎたら、この後半の行政不作為の不服申し立ての審査請求書を提出します。

全文は裁判所の判決文のような難解な文脈になっていますが、ゆっくり一文ずつ読み解いていけば必ず違法行政の人権侵害の全容が、公務員の皆さん含めた私たち国民全員に詳らかになります。

①必須！前半ガイド書類の左上灰色薄い字で書かれた、役所役場の人事部局に『法令文書作成のため』と申し出て問合せ **首長、副首長(複数いる)、会計監理責任者、新コロ対策の責任部局長、保健部局長(保健所長の場合もある)、教育委員会教育長の名前 必ず殿を末尾につける。**首長だけではダメで必ず新コロに関わる役場幹部全員の公務員の責任者を記入してください。無知であるが故の悪政は根絶やしにしなければなりません。なお後半書類の違法行政不服申し立ての審査請求書には **庁の長(大臣、都道府県知事、市区町村長)の『国民から選挙で選ばれた公務の最高監督者』**一名に対して請求します。

②右上の申出日(必ず郵便局で簡易書留で提出する日)

③日本国に主権者国民であるあなたご自身のお名前か会社や団体名と、返信するための居所の連絡先

④項目4.の下部、『別紙参照～』の1文のみを消去(お渡しの文書は既に削除済みです)

⑤項目6.の( )内の回答期限の年月日を正しい年月日に書き換え

⑥1番最後の1文の『国民への広報～』とある部分を『住民への広報～』と書き換えしてください。

⑦そして必ず郵便局カウンターで【一般書留で配達証明、最低でも簡易書留で提出し、役所に郵送提出した公式な証拠レシートを大切に保管しておいてください】

いずれにしても期限前に役所の方から申出を取り下げようように嘆願してきます。それこそが悪魔の囁きですので、その悪魔の誘いに屈服してはなりません。公文書としての棄却や却下の回答書が返送されてきたら(例え回答書が返送されて来なくてもそれ自体が違法なのでその事実が証拠になる)、その回答書と郵送書留レシートを持って期限が過ぎてから1日後、後半の書類を印刷必要事項記入しすべての証拠資料を持って提出先の行政庁に【行政不服審査請求をします】と必ず職員と面会予約をし直接訪れ提出し、あなたの手で不正な行政を中止させ、憲法違反人権侵害である世界嘘コロナ妄想を終了させてください。

何かわからないことや他に不安なことがあれば24時間いつでも私に電話 [090-2234-5054](tel:090-2234-5054) をしてください。